

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2026年7月22日提出
【ファンド名】	明治安田外国債券ファンド
【発行者名】	明治安田アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中谷 友行
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町二丁目 3 番 2 号
【事務連絡者氏名】	堂島 孝太
【連絡場所】	東京都千代田区大手町二丁目 3 番 2 号
【電話番号】	03-6700-4111
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【臨時報告書の提出理由】

内国投資信託「明治安田外国債券ファンド」（以下「当ファンド」といいます。）につき、信託の終了（以下「繰上償還」といいます。）にかかる手続きを開始することを決定しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項に基づく特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

（イ）繰上償還の年月日

2026年12月4日（予定）

法令および信託約款の規定に基づく繰上償還手続きにおいて、異議申立の受付期間中（2026年7月24日から2026年8月26日）に、ご異議の申し出のあった受益者の方の受益権の口数が2026年7月24日現在の受益権総口数の2分の1を超えないことを条件として繰上償還するものとします。

（ロ）繰上償還にかかる決定に至った理由

当ファンドは投資信託約款上で定める受益権の総口数（10億口）を下回る状態が長く続いており、受益者の皆さまに負担していただくコストに見合った十分なサービスの提供が困難になる懸念があります。

よって、このまま運用を継続するよりも繰上償還することが受益者の皆さまの利益に資すると判断いたしました。

（ハ）繰上償還にかかる情報の受益者への提供

2026年7月23日付にて当該繰上償還にかかる電子公告を行います。

また、当ファンドの信託契約にかかる知られたる受益者に対して、繰上償還にかかる情報を記載した書面を交付いたします。

以 上